

複数の者に対する行政指導個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局消費者センター (06-6614-7523)
処分課（担当）名	同上
行政指導の名称	不当な事業活動の排除に関する指導・勧告・公表
関連する 他局の名称	—
概 要	特定物資の円滑な供給を確保するため売り渡しその他、必要な措置を講ずる要請に応じないとき、又は、特定物資について円滑な流通を不当に妨げ、又は適正な利得を著しく超える価格で販売する行為を行っている事業者に対して、その違反を是正するよう指導し、又は勧告することができる。 事業者がその要請に協力しないとき、又は勧告に従わないときは、その経過及び事実を公表する。
根拠となる要綱等	消費者保護条例 第23条、第24条1項、第27条、第32条（昭和51年4月1日条例第32号） (https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf)
行政指導指針	特定物資の円滑な供給を確保するため売り渡しその他、必要な措置を講ずる要請に応じないとき、又は、特定物資について円滑な流通を不当に妨げ、又は適正な利得を著しく超える価格で販売する行為を行っている事業者に対して、その違反を是正するよう指導し、又は勧告することができる。 事業者がその要請に協力しないとき、又は勧告に従わないときは、その経過及び事実を公表する。
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/lnet/cmsfiles/contents/0000002/2392/jourei.pdf
備考	